

○静岡市法定外公共物管理条例施行規則

平成15年4月1日

規則第241号

(寄附の申込み)

第12条 法定外公共物として管理されるべき財産を市に対して寄附しようとする者は、法定外公共物寄附申込書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の寄附を受納したときは、速やかに登記手続を行い、法定外公共物登記完了通知書（様式第22号）を当該寄附を申し込んだ者に交付する。

様式第21号(第12条関係)

法定外公共物寄附申込書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話

次のとおり寄附したいので、関係書類を添えて申し込みます。

寄附財産の表示	所在地	
	地目	
	面積	
寄附しようとする理由		
その他参考となる事項		
添付書類	(1) 位置図 (2) 案内図 (3) 平面図 (4) 公図写し (5) 求積図 (6) 登記事項証明書 (7) 現況写真 (8) 土地贈与契約書 (9) 所有権移転登記承諾書 (10) 印鑑証明書 (11) その他市長が必要と認める書類 ()	

(注) 寄附しようとする財産に、地上権、抵当権、賃貸借による権利その他の所有権以外の権利があるときは、これを消滅させてから寄附申込をしてください。

様式第22号（第12条関係）

法定外公共物登記完了通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

年 月 日付けで寄附の申込のあった下記土地について、静岡市に所有権移転登記が完了したので通知します。

寄 附 財 産 の 表 示	所 在	
	地 目	
	面 積	